

第5節 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

1 次世代競技者の育成

○平成27（2015）年度は、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、2020年に活躍が期待される次世代競技者の発掘・育成・強化を図ってきた。平成28（2016）年度は、更に2020年に向けて同様の取組を戦略的にオリンピック・パラリンピック一体で実施していく。

2 新進芸術家等の育成

○文部科学省では、若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ高度な技術・知識を習得するための、公演・展覧会などの研修や、国際的なシンポジウムにおいて交流の場を提供している。

第7章 施策の推進体制等

第1節 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

○内閣府は、子供や若者に関する調査研究を実施しており、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページなどで公開している。

○厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子供・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

第2節 広報啓発等

1 広報啓発・情報提供等

（子ども・若者育成支援強調月間）

○内閣府は、昭和53（1978）年から、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している。

（子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー等）

○内閣府は、子供や若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し「子供と家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年に対し「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」を実施している。

（青少年の非行・被害防止全国強調月間）

○内閣府は、昭和54（1979）年から、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、幅広い関係府省の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の非行防止意識の高揚、非行など問題行動への対応の強化を図っている。

○警察庁は、平成27（2015）年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、非行防止を訴えるポスターを全国各地に掲示した。

（児童虐待防止推進月間）

○厚生労働省は、内閣府と共に、平成16（2004）年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

（“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～）

○法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、昭和26（1951）年から、“社会を明るくする運動”を主唱し、毎年7月を強調月間として、世論の啓発などに努めている。

(人権に関する啓発活動)

○法務省の人権擁護機関では、児童虐待やいじめ、児童の権利に関する条約、子供の人権に関する講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。また、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、12月4日から10日までの人権週間を始め一年を通して、啓発活動を実施している。

(国民運動としての「食育」の推進)

○内閣府は、毎年6月を「食育月間」と定め、広報啓発活動を重点的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開している。

(子供や若者向けの情報提供)

○各府省は、キッズページなどを活用し、各種の情報が子供や若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう努めている。

2 保護者を含む大人に対する啓発

○警察は、PTA団体や自治体、企業等に対して地域の非行情勢や非行要因等について、幅広く情報発信を行っている。また、少年警察ボランティアなどの協力の下、少年が地域に受け入れられ、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを実感できる取組を推進し、少年の規範意識の向上を図っている。さらには、少年とその保護者が参加できる非行防止教室や親子カウンセリングを開催するなどしている。

3 家族や地域の大切さ等についての理解促進

○内閣府は、平成19(2007)年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に、関係府省や地方公共団体、関係団体と連携して、「生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さ」を呼び掛けている。

第3節 国際的な連携・協力

1 国際機関等における取組への協力

○「児童の権利に関する条約」、同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の実施の確保に努めている。また、国際労働機関(ILO)で採択された「就業が認められるための最低年齢に関する条約(第138号条約)」と「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号条約)」の実施を通じ、児童労働の廃止を達成するための国際的な取組に貢献している。

2 情報の収集・発信

○国連の場において、我が国の子供・若者育成支援に関する国内施策について、国際社会に向けた情報の発信を行っている。平成27(2015)年9月にトルコで開催されたG20雇用労働大臣会合において、子育て支援、若年の就労支援などに関する我が国の政策について情報発信を行った。

第4節 施策の推進等

1 国の関係機関等の連携・協働の促進

○子ども・若者育成支援推進本部は、平成22(2010)年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」により、子供・若者育成支援のための施策を総合的に推進するために設置されたものであり、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成されている。平成27(2015)年度は、
・青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)

・子供・若者育成支援推進大綱
を決定した。

○内閣府においては，地方公共団体との間で緊密な連携・協力を図るため，「都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議」を開催し，国からの施策の説明，地方公共団体における取組の紹介を行った。

2 地域における取組の推進

○内閣府においては，民間も含めた子供・若者育成支援に係る関係者の参加を得て，青少年育成支援機関に関するブロック連携会議を開催し，様々な主体による先進的な活動について情報共有や各主体相互の連携を促している。